

令和3年度かがわ子育て支援県民会議総会次第

日 時：令和3年4月27日（火） 10時～
場 所：香川用水記念会館 多目的室

1 挨拶

会長挨拶

子ども政策推進局長挨拶

2 議事

第1号議案 令和2年度事業報告及び収支決算

第2号議案 令和3年度事業計画（案）及び収支予算（案）

第3号議案 かがわ子育て支援県民会議規約の改正について

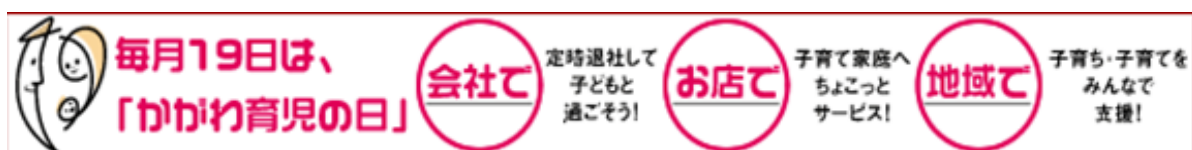
3 その他

(1) 香川県子どもの未来応援ネットワーク

(2) さぬきこどもの国のリニューアルについて

(3) 讃岐おもちゃ美術館について

(4) 子育てポスターシリーズについて



第1議案 令和2年度事業報告及び収支決算

I 令和2年度事業報告

1 会議の開催

(1) 総会の開催

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面表決をおこなった。

主な議題：①令和元年度事業報告及び収支決算について

②令和2年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

(2) 運営委員会の開催

開催年月日：令和3年2月12日（金）

開催場所：香川県庁本館12階第2会議室

主な議題：①令和2年度事業実施状況及び収支決算見込みについて

②令和3年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

2 かがわ育児の日普及啓発事業

子育ち・子育てに関する県民の気運醸成や意識高揚を図るため、毎月19日の「かがわ育児の日」の普及啓発を行っている。令和2年度計画していた「ママ∞フェスタ2020」及び「かがわ子育て支援フェスティバル2020」は、いずれも新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止となった。毎月19日の「かがわ育児の日」に県や会員の取組内容を事務局から各会員へメール配信し、情報の共有を図る等、普及啓発活動を実施した。また、会員の子育て支援に関する取組みの取材を行い、19日のメール配信や県のホームページ（Colorful）で紹介した。

さらに、会員が希望する場合は、「かがわ育児の日」のロゴマークの提供を行うとともに、当県民会議ホームページのバナーの積極的な活用を促した。（ロゴマークの提供については、令和2年度、観音寺市と丸亀市から申請を受け、観音寺市では広報誌で使用した。）

3 「美容-eki」普及協力事業

県事業として、「縁結び・子育て美容-eki」の認定店舗（理美容院や保険代理店等）を通じて、地域の子育て支援や結婚支援に関する情報提供することで、子育ての不安や悩みの解消に取り組んだ。また、「縁結び・子育て美容-eki 事業」を普及するため、各会員に対しメールや「縁結び・子育て美容-eki 新聞」により、事業の周知・普及協力を促した。

なお、認定店舗数は令和3年3月末現在で延べ452店舗に拡大している。

4 子ども食堂の取組みへの連携事業

県が実施する、子ども食堂等の「支援の場」と、「支援の場」で必要となる「物・場・人」を提供できる「サポーター」とのマッチングの仕組みづくりを進めるため、各会員に対しメールにより「香川県子どもの未来応援ネットワーク事業」等に関する研修について周知するとともに、当取組みへの協力・支援を呼びかけた。

5 妊婦さんもラクラク駐車支援事業

一般駐車場での乗降が困難な妊婦さんが、安全で楽に駐車できるよう、県内の公的施設や店舗等に協力を依頼するとともに、妊婦用駐車場の表示にマタニティマークの使用を促進し、マタニティマークの普及に努めた。また、本事業の協力施設に実施状況の確認を行い、その中で「かがわこどもの駅」に登録していない18店舗に「かがわこどもの駅」への登録を働きかけた。

6 「かがわこどもの駅」普及協力事業

子育てにやさしいまちづくりの視点から、親子連れの外出をサポートするための取組みとして、各会員に対しメールにより「かがわこどもの駅」について周知するとともに、当取組みへの協力・支援を呼びかけた。

II 令和2年度収支決算

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	摘 要
利 息	0	2	
繰 越 金	424,340	424,340	令和元年度から繰越
計	424,340	424,342	

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	決 算 額	摘 要
かがわ育児の日普及啓発事業	100,000	0	
「美容 - e k i」普及協力事業	100,000	0	
子ども食堂の取組みへの連携事業	50,000	0	
妊婦さんもラクラク駐車支援事業	50,000	1,512	
「かがわこどもの駅」普及協力事業	50,000	0	
事務局費	40,000	12,734	
繰 越 金	34,340	410,096	令和3年度へ繰越
計	424,340	424,342	

かがわ子育て支援県民会議
会長 野田法子 殿

令和2年度の事業及び財務の状況を監査した結果、適正妥当であることを認めます。


令和3年4月 8 日

監事

中野美千代 

令和3年4月 8 日

監事

田中邦代 

第2議案 令和3年度事業計画及び収支予算（案）

I 令和3年度事業計画

1 かがわ育児の日普及啓発事業

子育て・子育てに関する県民の気運醸成や意識高揚を図るため、毎月19日の「かがわ育児の日」を普及啓発することとし、その一環として、「ママ∞フェスタ2021」及び「かがわ子育て支援フェスティバル2021」に県民会議としてブースの出席を行い、普及啓発活動を実施する。

会員が行う子育てに関連した活動や「かがわ育児の日」の取組み事例等を取材し、県民会議ホームページで紹介するほか、県や各会員の取組内容を事務局から各会員へメールを送信し、情報の共有を図る。

また、会員が希望する場合は、「かがわ育児の日」ののぼり貸出や「かがわ育児の日」のロゴの提供を行うとともに、当県民会議ホームページのバナーの積極的な活用を促す。

★現在使用している「かがわ育児の日」のキャラクター「イクジー」が制作されてから10年以上が経過したことを機に、デザインの見直しを行うとともにPRに取り組む。

★かがわ育児の日の普及啓発活動のため、新聞等を活用した広報活動を行う。

2 「美容-eki」普及協力事業

理美容院等顧客が定期的に通う場所で、美容師・理容師や保険代理店が地域の子育て支援や結婚支援に関する情報提供することで、子育ての不安や悩みを解消することを目的として県が実施する「縁結び・子育て美容-eki」事業を普及するため、機会を捉え会員へ周知し、事業への協力・連携を促す。

3 子ども食堂等の取組みへの協力事業

県が実施する、子ども食堂等の「支援の場」と、「支援の場」が必要とする「物・場・人」を提供できる「サポーター」とのマッチングの仕組みづくりを進めるため、総会等で会員へ情報提供を行うとともに、協力・支援を呼びかける。

4 妊婦さんもラクラク駐車支援事業

一般駐車場での乗降が困難な妊婦さんが、安全で楽に駐車できるよう、県内の公的施設や店舗等に協力を依頼するとともに、妊婦用駐車場の表示にマタニティマークの使用を促進し、マタニティマークの普及に努める。また、本事業の協力施設のうち「かがわこどもの駅」に登録していない施設については「かがわこどもの駅」への登録を働きかける。

5 「かがわこどもの駅」普及協力事業

子育てにやさしいまちづくりの視点から、親子連れの外出をサポートするための取り組みとして県が実施している「かがわこどもの駅」認定事業を普及するため、機会を捉え会員へ周知し、事業への協力を促す。

スケジュール

	総会・ 運営委員会	1、かがわ育児の日 普及啓発事業	2、「美容-eki」普及協力事業 3、子ども食堂等の取組みへの協力事業 4、妊婦さんもラクラク駐車支援事業 5、「かがわこどもの駅」普及協力事業
2021.4	総会開催		総会での周知、応援呼びかけ
5			
6			
7			
8			(随時の周知、応援呼びかけ)
9			
10		「かがわ子育て支援フェスティ バル 2021」へ出展(10月頃)	
11		「ママ∞フェスタ 2021」へ出展 (11月3日予定)	
12		普及啓発 取組み事例集約	
2022.1	運営委員会		
2	開催		
3			

II 令和3年度収支予算

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
繰 越 金	410,096	令和2年度から繰越額
計	410,096	

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
かがわ育児の日普及啓発事業	160,000	子育て支援関連イベント出展等に係る普及啓発経費 60,000円 「イクジー」のデザイン変更に係る経費 100,000円
「美容 - e k i」普及協力事業	10,000	
子ども食堂等の取組みへの協力事業	10,000	
妊婦さんもラクラク駐車支援事業	10,000	
「かがわこどもの駅」普及協力事業	10,000	
事務局費	30,000	
繰 越 金	180,096	
計	410,096	

第3議案 かがわ子育て支援県民会議規約の改正について

(新旧対照表)(案)

かがわ子育て支援県民会議規約（平成18年9月14日制定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(役員)</p> <p>第5条 県民会議に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 1名</p> <p>(3) 監事 2名</p> <p>2 会長及び監事は、会員の互選により定め、副会長は会長が指名する。</p> <p><u>3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>4 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>附則</p> <p>この規約は、平成18年9月14日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この規約は、平成22年5月14日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この規約は、平成30年4月25日から施行する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>1 この規約は、令和3年4月27日から施行する。</u></p> <p><u>2 今回の改正規約施行時の役員の任期については、令和5年度総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(役員)</p> <p>第5条 県民会議に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 1名</p> <p>(3) 監事 2名</p> <p>2 会長及び監事は、会員の互選により定め、副会長は会長が指名する。</p> <p>附則</p> <p>この規約は、平成18年9月14日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この規約は、平成22年5月14日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この規約は、平成30年4月25日から施行する。</p>